

## 鳥取県告示第550号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡江府町大字下蚊屋字上ヌク湯33の1、大字助澤字三平520の1、520の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)